≪債権譲渡制度と従来の請求方式の違い≫

＝従来型＝

① 町の完成検査受検後に請負業者から町に対して成果を引渡し

↓

② 請負業者から町に対し工事代金の請求書を発行

↓

↓

↓

↓（40 日）

↓

↓

↓

↓

③ 工事請負代金を町から請負業者に支払う

＝債権譲渡制度＝

① 制度の利用について金融機関に相談（工事完成の概ね１ケ月前までに）

↓

② 町の完成検査受検後に請負業者から町に対して成果を引渡し

↓

③ 請負業者が金融機関に債権譲渡承諾依頼書を提出

↓

④ 金融機関の承認を受け、町に承諾依頼書を提出

↓

⑤ 町で審査し承諾書を申請者に発行

↓

⑥ 請負業者と金融機関の間で債権譲渡の契約を締結、債権譲渡完了

↓

⑦ 金融機関から手数料を控除した工事代金相当額が支払われる

↓

⑧ 金融機関から町に対して工事代金の請求書を発行

↓

↓

↓（40 日）

↓

⑨ 工事請負代金を町から金融機関に支払う